

令和8年度若年者消費者トラブル広報事業業務
企画提案審査要領

令和8年2月

岩手県

この企画提案審査要領（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度若年者消費者トラブル広報事業業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選定委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査基準

配点は100点満点とし、審査項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目	審査観点	配点
企画提案内容	本業務の目的等を正確に理解しており、的確な提案内容となっているか。	15
	スケジュール等が具体的かつ現実的であるか。	15
	「までふおん」の認知度を高めるための表現の工夫がされているか。	15
	発想や内容に優れ、若年者の興味を引くような訴求力の高いものとなっているか。（デザインやキャッチコピーの斬新さ等）	15
業務履行能力	提案内容を確実に履行できる組織体制が整っているか。	15
	類似業務で良好な実績を有しているか。	15
見積	予算の範囲内で、かつ提案内容と整合性がとれているか。	10
合 計		100

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 選定委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) 選定委員会は、(2)の評点の委員ごとに、上位3者まで順位点（1位：5点、2位：3点、3位：1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告する。
 なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合でも、選定委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、委員ごとに、評点の合計が60点以上獲得していることを条件に、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

4 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。
- (2) 受託候補者となった者については、岩手県公式ホームページに掲載して公表する。